



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和 5 年12月12日火曜日 第468号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則..... ( 薬務衛生課 ) ...1277

## 告 示

- 医療機関の指定..... ( 保健福祉課 ) ...1304
- 施術機関の指定..... ( " ) ...1304
- 指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ...1304
- 指定医療機関の辞退..... ( " ) ...1305
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... ( " ) ...1305
- 土地改良事業の工事完了の届出..... ( 農地整備課 ) ...1305
- 国営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧..... ( " ) ...1305
- 林業用種苗生産事業者の登録..... ( 森林整備課 ) ...1305
- 同意の成立（漁獲共済）..... ( 漁政課 ) ...1305
- 都市計画の変更案の縦覧..... ( 都市計画課 ) ...1306
- 落札者等の告示..... ( 会計課 ) ...1306
- 指定医師の所在地の変更..... ( 福祉総合支援センター ) ...1306
- 指定医師の辞退の届出..... ( " ) ...1306

## 訓 令

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令..... ( 薬務衛生課 ) ...1306

## 選挙管理委員会告示

- 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( 選挙管理委員会 ) ...1308
- 政治団体の解散の届出..... ( " ) ...1308

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第51号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

**第 1 条** 公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可申請）</p> <p><b>第 1 条</b> 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が管理者を置く</p>	<p>（許可申請）</p> <p><b>第 1 条</b> 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、浴場業を営む者（以下「営業者」という。）から当該浴場業を譲り受けた場合であつて、営業施設の構造設備に変更がないときは、第 1 号及び第 5 号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 公衆浴場の営業者が管理者を置く</p>

場合にあつては、管理者の承諾書

(7) 省略

(承継届)

第3条 省令第1条の2第1項の規定による営業者の地位の承継の届書は別記様式第4号により、省令第2条第1項の規定による営業者の地位の承継の届書は別記様式第5号により、省令第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継の届書は別記様式第6号により、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の届書(届出者が法人である場合に限る)には、省令第1条の2第2項、第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する書類のほか、浴場業を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)

第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第7号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。

(1) 許可証(記載事項に変更がある場合に限る)。

(2)・(3) 省略

2 営業者は、省令第4条の規定により、営業の全部又は一部を停止したときは別記様式第8号により、営業の一部を廃止したときは廃止した施設の状況を示す図面を添えて別記様式第9号により、営業の全部を廃止したときは許可証を添えて別記様式第10号により、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。

(患者を入浴させるための許可申請)

第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

様式第1号(第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

Form for public bath business license application. Fields include: Name (略), Public Bath (公衆浴場), Bath Type (浴場の種別), Hot Spring Type (湯質), and Hot Spring Content (薬湯の内容).

場合にあつては、管理者の承諾書

(7) 省略

(承継届)

第3条 省令第2条第1項の規定による営業者の地位の承継の届書は別記様式第4号により、省令第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継の届書は別記様式第5号により、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の届書(省令第2条第1項の規定による営業者の地位の承継の届書を除く)には、省令第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する書類のほか、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)

第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。

(1) 許可証(営業施設の構造設備の変更の場合を除く)。

(2)・(3) 省略

2 営業者は、省令第4条の規定により、営業の全部又は一部を停止したときは別記様式第7号により、営業の一部を廃止したときは廃止した施設の状況を示す図面を添えて別記様式第8号により、営業の全部を廃止したときは許可証を添えて別記様式第9号により、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。

(患者を入浴させるための許可申請)

第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

様式第1号(第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

Form for public bath business license application. Fields include: Name (略), Public Bath (公衆浴場), Bath Type (浴場の種別), Hot Spring Type (湯質), Hot Spring Content (薬湯の内容), and Business Transfer (営業を譲り受けたことを証する旨).

構造設備の概要	別紙のとおり		
燃料の種類及び1日の使用量	省略		
省略			
土地建物の所有者	種別	土地	建物
	住所（法人にあつては、事務所所在地）	電話番号	電話番号
	省略		
省略			
衛生管理責任者	住所	〒 _____ 電話番号	
	省略		
省略			

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

様式第5号（第3条関係） 相続による公衆浴場営業承継届書

省略	ふりがな 氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 省略

様式第6号（第3条関係） 合併（分割）による公衆浴場営業承継届書

省略	ふりがな 代表者の氏名
省略	

注 省略

様式第7号（第4条関係） 公衆浴場営業（許可申請書・承継届書）記載事項変更届書

省略	住所（法人にあつては、〒 _____ 事務所所在地）
届出者	

構造設備の概要	脱衣場	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
	浴室	m <sup>2</sup>		
燃料の種類及び1日の使用料	省略			
省略				
土地建物の所有者	種別	土地	建物	
	住所（法人にあつては、事務所所在地）			
	省略			
省略				
衛生管理責任者	住所			
	省略			
省略				

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 3 省略
- 4 省略

5 営業譲渡者の署名欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた場合であつて、営業施設の構造設備に変更がないときは、(1)及び(5)の書類の添付を省略することができる。

(1)～(7) 省略

様式第4号（第3条関係） 相続による公衆浴場営業承継届書

省略	氏名	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第5号（第3条関係） 合併（分割）による公衆浴場営業承継届書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第6号（第4条関係） 公衆浴場営業（許可申請書・承継届書）記載事項変更届書

省略	住所（法人にあつては、 _____ 事務所所在地）
届出者	

氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名）		
営業施設	名 称	
	所 在 地	〒 -
変更事項	新	
	旧	
省略		

注 1・2 省略

3 添付書類

(1) 許可証（記載事項に変更がある場合に限る。）

(2)・(3) 省略

様式第8号（第4条関係） 省略

様式第9号（第4条関係） 省略

様式第10号（第4条関係） 省略

様式第11号（第5条関係） 患者入浴許可申請書

省略	氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名）
省略	

注 1 省略

2 省略

3 省略

氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名）		
変更事項	新	
	旧	
省略		

注 1・2 省略

3 添付書類

(1) 許可証（営業施設の構造設備の変更の場合を除く。）

(2)・(3) 省略

様式第7号（第4条関係） 省略

様式第8号（第4条関係） 省略

様式第9号（第4条関係） 省略

様式第10号（第5条関係） 患者入浴許可申請書

省略	氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名）	
省略		

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

第2条 公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号の次に次の1様式を加える

様式第4号(第3条関係) 譲渡による公衆浴場営業承継届書

譲渡による公衆浴場営業承継届書		
愛媛県知事	様	
年 月 日		
住所（法人にあつては、〒 —		
主たる事務所の所在地）		
届出者	<small>ふりがな</small> 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
年 月 日生		
電話番号		
譲 渡 人	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	〒 —
	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
公 衆 浴 場 の 名 称		
公 衆 浴 場 の 所 在 地		〒 —  電話番号 電子メールアドレス

- 注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、生年月日欄の記入は要しないこと。
- 3 添付書類
- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(興行場法施行細則の一部改正)

第3条 興行場法施行細則(昭和25年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3条</b> 法第2条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)</u>は、許可証を毀損し、又は亡失したときは、速やかに興行場営業許可証再交付申請書(別記様式第4号)により、再交付の申請をしなければならない。</p> <p><b>第5条</b> <u>法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、譲渡による興行場営業承継届出書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</u></p> <p><b>第6条</b> 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続による興行場営業承継届出書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第7条</b> 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併(分割)による興行場営業承継届出書(別記様式第7号)に定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第8条</b> 営業者は、第3条第1項の申請書又は前3条の届出書に記載した事項を変更したときは、興行場営業(許可申請書・承継届出書)記載事項変更届出書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、10日以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 許可証(記載事項に変更がある場合に限る。)</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 営業者は、営業の全部又は一部を停止したときは興行場営業停止届出書(別記様式第9号)により、営業の一部を廃止したときは廃止した施設の状態を示す図面を添えて興行場営業の一部廃止届出書(別記様式第10号)により、営業の全部を廃止したときは許可証を添えて興行場営業廃止届出書(別記様式第11号)により、10日以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p><b>第10条</b> 知事及び保健所長が備え付ける興行場台帳の様式は、興行場台帳(別記様式第12号)とする。</p> <p><b>第11条</b> 省略</p>	<p><b>第3条</b> 法第2条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)</u>から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、<u>営業施設の構造設備に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 営業者 _____ は、許可証を毀損し、又は亡失したときは、速やかに興行場営業許可証再交付申請書(別記様式第4号)により、再交付の申請をしなければならない。</p> <p><b>第5条</b> 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続による興行場営業承継届出書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第6条</b> 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併(分割)による興行場営業承継届出書(別記様式第6号)に定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 営業者は、第3条第1項の申請書又は前2条の届出書に記載した事項を変更したときは、興行場営業(許可申請書・承継届出書)記載事項変更届出書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、10日以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 許可証(営業施設の構造設備の変更の場合を除く。)</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 営業者は、営業の全部又は一部を停止したときは興行場営業停止届出書(別記様式第8号)により、営業の一部を廃止したときは廃止した施設の状態を示す図面を添えて興行場営業の一部廃止届出書(別記様式第9号)により、営業の全部を廃止したときは許可証を添えて興行場営業廃止届出書(別記様式第10号)により、10日以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p><b>第9条</b> 知事及び保健所長が備え付ける興行場台帳の様式は、興行場台帳(別記様式第11号)とする。</p> <p><b>第10条</b> 省略</p>

附 則

第12条 省略

第13条 省略

様式第1号(第3条関係) 興行場営業許可申請書

省略			
住所(法人にあつては、〒 - ) 事務所所在地)			
申請者 <sup>ふりがな</sup> 氏名(法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名) -			
省略			
営業施設	<sup>ふりがな</sup> 名 称	〒 -	
	所 在 地	電話番号 電子メールアドレス	
興行場の種別		映画・演劇・音楽・スポーツ・演 芸・見せ物	
興行場の構造設備		別紙のとおり	
常設又は仮設の別		常 設 ・ 仮 設	
衛生責任者	住 所	〒 - 電話番号	
	氏 名		
土地建物の 所有者	種 別	土 地	建 物
	住所(法 人にあつ ては、事 務所所在 地)	電話番号	電話番号
	省略		
営業開始予定年月日		年 月 日	
省略			

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

附 則

第11条 省略

第12条 省略

様式第1号(第3条関係) 興行場営業許可申請書

省略			
住所(法人にあつては、 _____ 事務所所在地)			
申請者 氏名(法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名) (印)			
省略			
営業施設	名 称		
	所 在 地		
興行場の種別		映画・演劇・音楽・スポーツ・演 芸・見せ物	
営業を譲り 受けたこと を証する旨	有 ・ 無	営業譲渡者の署 名	
興行場の構造設備			
常設又は仮設の別		常 設 ・ 仮 設	
各階別の観覧席面 積及び入場定員	階数区分 (階)	観覧席面 積 (㎡)	入場定員 (人)
換気設備の 構造概要			
暖房設備		有 _____ ・ 無 _____	
冷房設備		有 _____ ・ 無 _____	
土地建物の 所有者	種 別	土 地	建 物
	住所(法 人にあつ ては、事 務所所在 地)		
	省略		
営業施設の工事期間		年 月 日から 年 月 日まで	
省略			

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 営業施設の工事期間欄には、新たに施設を設ける場合に  
のみ記入すること。

5 営業譲渡者の署名欄の記入に代えて、営業を譲り受けた  
ことを証する書類を添付することができる。

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、興行場営業を  
営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、営

(1)～(6) 省略

様式第2号(第4条関係) 興行場営業許可証 (表)

省略

住所

省略

省略

(裏) 省略

様式第6号(第6条関係) 相続による興行場営業承継届出書

省略	氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 省略

様式第7号(第7条関係) 合併(分割)による興行場営業承継届出書

省略	代表者の氏名
省略	

注 省略

様式第8号(第8条関係) 興行場営業(許可申請書・承継届出書)記載事項変更届出書

省略	住所(法人にあつては、〒 - ) 事務所所在地)	
届出者	氏名(法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名)	
営業施設	名称	
	所在地	〒 -
変更事項	新	
	旧	
省略		

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 許可証(記載事項に変更がある場合に限り。)

(2)・(3) 省略

様式第9号(第8条関係) 省略

様式第10号(第8条関係) 省略

様式第11号(第8条関係) 省略

様式第12号(第10条関係) 省略

業施設の構造設備に変更がないときは、(1)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

(1)～(6) 省略

様式第2号(第4条関係) 興行場営業許可証 (表)

省略

営業者の住所

営業所所在地

名称

省略

年 月 日生

省略

(裏) 省略

様式第5号(第5条関係) 相続による興行場営業承継届出書

省略	氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第6号(第6条関係) 合併(分割)による興行場営業承継届出書

省略	代表者の氏名
省略	

注 省略

様式第7号(第7条関係) 興行場営業(許可申請書・承継届出書)記載事項変更届出書

省略	住所(法人にあつては、 事務所所在地)	
届出者	氏名(法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名)	
変更事項	新	
	旧	
省略		

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 許可証(営業施設の構造設備の変更の場合を除く。)

(2)・(3) 省略

様式第8号(第7条関係) 省略

様式第9号(第7条関係) 省略

様式第10号(第7条関係) 省略

様式第11号(第9条関係) 省略

**第4条** 興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号の次に次の1様式を加える

様式第5号(第5条関係) 譲渡による興行場営業承継届出書

譲渡による興行場営業承継届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(法人にあつては、〒 ー 主たる事務所の所在地) 届出者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) 年 月 日生 電話番号		
譲 渡 人	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒 ー
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
興 行 場 の 名 称 <small>ふ り が な</small>		
興 行 場 の 所 在 地		〒 ー 電話番号 電子メールアドレス

- 注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、生年月日欄の記入は要しないこと。
- 3 添付書類
- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>(理容所の開設)</p> <p><b>第1条</b> 理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定により、理容所を開設しようとする者は、その届出書に理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、当該理容所において業を行う理容師に係る理容師免許証又は理容師免許証明書を提示しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>様式第1号(第5条関係) 理容所開設届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所</td> <td style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 名称</td> <td style="text-align: center;">開設(予定)年月日  年 月 日</td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>様式第2号(第5条関係) 理容所開設届出事項変更届</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、</p>	省略	開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	—	省略			省略			同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所	<small>ふりがな</small> 名称	開設(予定)年月日  年 月 日	<p>(理容所の開設)</p> <p><b>第1条</b> 理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定により、理容所を開設しようとする者は、その届出書に理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、当該理容所において業を行う理容師に係る理容師免許証又は理容師免許証明書を提示しなければならない。<u>ただし、理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、理容所の構造及び設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>様式第1号(第5条関係) 理容所開設届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所</td> <td style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 名称</td> <td style="text-align: center;">開設(予定)年月日  年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業を譲り受けたことを証する旨</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> <td style="text-align: center;">営業譲渡者の署名</td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>3 「<u>営業譲渡者の署名</u>」の欄の記入に代えて、<u>営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。</u></p> <p>4 <u>理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。</u></p> <p>(1) 「<u>管理理容師</u>」の欄</p> <p>(2) 「<u>理容所の構造及び設備の概要</u>」の欄</p> <p>(3) 「<u>理容師</u>」の欄</p> <p>(4) 「<u>理容師以外の従業者</u>」の欄</p> <p>(5) 「<u>同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所</u>」の欄</p> <p>5 <u>次に掲げる書類を添付すること。ただし、理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、(3)、(5)及び(6)の書類の内容に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>様式第2号(第5条関係) 理容所開設届出事項変更届</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、</p>	省略	開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	㊟	省略			省略			同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所	<small>ふりがな</small> 名称	開設(予定)年月日  年 月 日	営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	営業譲渡者の署名
省略	開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	—																										
省略																												
省略																												
同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所	<small>ふりがな</small> 名称	開設(予定)年月日  年 月 日																										
省略	開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	㊟																										
省略																												
省略																												
同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所	<small>ふりがな</small> 名称	開設(予定)年月日  年 月 日																										
営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	営業譲渡者の署名																										

<p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>省略</p> <p><b>様式第6号</b> (第5条関係) 理容所承継届 様式第6号(その2) 相続による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><small>ふりがな</small> 氏名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>注意事項</p> <p><u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> </td> </tr> </table> <p>様式第6号(その3) 合併又は分割による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><small>ふりがな</small> 代表者の氏名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	省略	<small>ふりがな</small> 氏名 _____	省略		省略		<p>注意事項</p> <p><u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>		省略	<small>ふりがな</small> 代表者の氏名 _____	省略		<p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名) _____ <small>印</small></p> <p>省略</p> <p><u>注 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p><b>様式第6号</b> (第5条関係) 理容所承継届 様式第6号(その1) 相続による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><small>ふりがな</small> 氏名 _____ <small>印</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>注意事項</p> <p><u>1 記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> </td> </tr> </table> <p>様式第6号(その2) 合併又は分割による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">代表者の氏名 _____ <small>印</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	省略	<small>ふりがな</small> 氏名 _____ <small>印</small>	省略		省略		<p>注意事項</p> <p><u>1 記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>		省略	代表者の氏名 _____ <small>印</small>	省略	
省略	<small>ふりがな</small> 氏名 _____																								
省略																									
省略																									
<p>注意事項</p> <p><u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>																									
省略	<small>ふりがな</small> 代表者の氏名 _____																								
省略																									
省略	<small>ふりがな</small> 氏名 _____ <small>印</small>																								
省略																									
省略																									
<p>注意事項</p> <p><u>1 記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>																									
省略	代表者の氏名 _____ <small>印</small>																								
省略																									

**第6条** 理容師法施行細則の一部を次のように改正する。  
様式第6号(その2)の前に次の1様式を加える

様式第6号(その1) 譲渡による場合

譲渡による理容所承継届

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、〒 ー

主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、  
ふりがな  
名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

電話番号

譲 渡 人	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	〒 ー
	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	

譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

理 容 所	名 <small>ふ</small> <small>り</small> <small>が</small> <small>な</small> 称	
	所 在 地	〒 ー  電話番号 電子メールアドレス

注意事項

- 1 法人にあつては、生年月日欄の記入を要しません。
- 2 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。
- 3 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書を添付してください。
- 4 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）を添付してください。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第7条 クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(営業者の届出)</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に係るクリーニング師免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(書類の様式)</p> <p><b>第9条</b> 法、省令、条例及びこの規則に規定する書類の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3)の3 省略</p> <p>(4) 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第2条の5第1項の規定によるクリーニング所営業承継届 第4号様式</p> <p>(4)の2 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第2条の5第1項の規定による無店舗取次店営業承継届 第4号の2様式</p> <p>(5)~(12) 省略</p> <p><b>第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届</b></p>	<p>(営業者の届出)</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に係るクリーニング師免許証を提示しなければならない。ただし、同項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、クリーニング所の構造及び設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(書類の様式)</p> <p><b>第9条</b> 法、省令、条例及びこの規則に規定する書類の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3)の3 省略</p> <p>(4) 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第2条の4第1項 _____ の規定によるクリーニング所営業承継届 第4号様式</p> <p>(4)の2 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第2条の4第1項 _____ の規定による無店舗取次店営業承継届 第4号の2様式</p> <p>(5)~(12) 省略</p> <p><b>第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届</b></p>																								
<table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td rowspan="5">クリーニング所の種別</td><td>(該当する にレ印を付けること。)</td></tr> <tr><td>取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ)</td></tr> <tr><td>洗濯物を処理するクリーニング所</td></tr> <tr><td>名称 _____ 所在地 _____</td></tr> <tr><td>ドライ _____ ランドリー _____ リネンサブライ</td></tr> <tr><td>クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所</td></tr> <tr><td>その他( _____ )</td></tr> </table>	省略		クリーニング所の種別	(該当する にレ印を付けること。)	取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ)	洗濯物を処理するクリーニング所	名称 _____ 所在地 _____	ドライ _____ ランドリー _____ リネンサブライ	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所	その他( _____ )	<table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td rowspan="5">クリーニング所の種別</td><td>(該当する にレ印を付けること。)</td></tr> <tr><td>取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ)</td></tr> <tr><td>洗濯物を処理するクリーニング所</td></tr> <tr><td>名称 _____ 所在地 _____</td></tr> <tr><td>ドライ _____ ランドリー _____ リネンサブライ</td></tr> <tr><td>クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所</td></tr> <tr><td>その他( _____ )</td></tr> <tr><td>営業を譲り受けたことを証する旨</td><td>有・無 _____</td></tr> <tr><td></td><td>営業譲渡者の署名 _____</td></tr> </table>	省略		クリーニング所の種別	(該当する にレ印を付けること。)	取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ)	洗濯物を処理するクリーニング所	名称 _____ 所在地 _____	ドライ _____ ランドリー _____ リネンサブライ	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所	その他( _____ )	営業を譲り受けたことを証する旨	有・無 _____		営業譲渡者の署名 _____
省略																									
クリーニング所の種別	(該当する にレ印を付けること。)																								
	取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ)																								
	洗濯物を処理するクリーニング所																								
	名称 _____ 所在地 _____																								
	ドライ _____ ランドリー _____ リネンサブライ																								
クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所																									
その他( _____ )																									
省略																									
クリーニング所の種別	(該当する にレ印を付けること。)																								
	取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ)																								
	洗濯物を処理するクリーニング所																								
	名称 _____ 所在地 _____																								
	ドライ _____ ランドリー _____ リネンサブライ																								
クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所																									
その他( _____ )																									
営業を譲り受けたことを証する旨	有・無 _____																								
	営業譲渡者の署名 _____																								
<p>注1 省略</p> <p>2 「管理人」の欄については、営業者が管理人を置いた場合に記入すること。</p>	<p>注1 省略</p> <p>2 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。</p> <p>3 営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。</p> <p>(1) 「クリーニング所の構造及び設備の概要」の欄</p> <p>(2) 「クリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日及び登録番号」の欄</p> <p>(3) 「従事者数」の欄</p>																								

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

第1号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

省略	
業務用車両	省略
	〒 - 電話番号 電子メールアドレス
	省略
省略	
無店舗取次店の種別	(該当する にレ印を付けること。) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う無店舗取次店 その他の無店舗取次店

注1 省略

2 省略

第4号様式(第9条関係) クリーニング所営業承継届

第4号様式(その2) 省略

第4号様式(その3) 省略

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その2) 省略

第4号の2様式(その3) 省略

(4) 「クリーニング所の種別」の欄

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、クリーニング所の構造及び設備に変更がないときは、(3)の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) 省略

第1号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

省略	
業務用車両	省略
	〒 - _____ _____
	省略
省略	
無店舗取次店の種別	(該当する にレ印を付けること。) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う無店舗取次店 その他の無店舗取次店
営業を譲り受けたことを証する旨	有・無 営業譲渡者の署名

注1 省略

2 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。

3 業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。

(1) 「業務用車両」の欄の「構造の概要」の欄

(2) 「クリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日及び登録番号」の欄

(3) 「従事者数」の欄

(4) 「無店舗取次店の種別」の欄

(5) 「営業区域」の欄

4 省略

第4号様式(第9条関係) クリーニング所営業承継届

第4号様式(その1) 省略

第4号様式(その2) 省略

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 省略

第4号の2様式(その2) 省略

第8条 クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第4号様式(その2)の前に次の1様式を加える

第4号様式(その1) 譲渡による場合

譲渡によるクリーニング所営業承継届

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、〒 ー

主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、  
ふりがな 名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

電話番号

譲 渡 人	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	〒 ー
	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 所	<small>ふ り が な</small> 名 称	
	所 在 地	〒 ー 電話番号 電子メールアドレス

注意事項

- 1 法人にあつては、生年月日欄の記入を要しません。
- 2 次の書類を添付してください。
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書
  - (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
    - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
    - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
    - ウ 従事者数
    - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第4号の2様式(その2)の前に次の1様式を加える。

第4号の2様式(その1) 譲渡による場合

譲渡による無店舗取次店営業承継届

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、〒 —  
主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

電話番号

譲 渡 人	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	〒 —
	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	

譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

無 店 舗 取 次 店 の 名 称	
-------------------	--

無店舗取次 店の業務用 車両	保 管 場 所	〒 —  電話番号 電子メールアドレス
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	

注意事項

- 1 法人にあつては、生年月日欄の記入を要しません。
- 2 次の書類を添付してください。
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書
  - (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
    - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
    - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
    - ウ 従事者数
    - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(旅館業法施行細則の一部改正)

第9条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請)</p> <p><b>第1条</b> 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。) 第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業施設が<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>第5条第1項に該当する場合にあつては、その内容を具体的に記載した書類</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(許可証)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 <u>旅館業を営む者(以下「営業者」という。)</u>は、許可証を利用者の見やすい場所に掲示しておかなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(承継承認申請)</p> <p><b>第4条</b> 法第3条の2第1項の規定により営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第4号による申請書に、<u>省令第1条の3第2項</u>に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の登記事項証明書</u></p> <p>2 法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第5号による申請書に、<u>省令第2条第2項</u>に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 <u>法第3条の4第1項の規定により営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第6号による申請書に、省令第3条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第3条第2項各号に該当する場合にあつてはその内容を具体的に記載した書類、該当しない場合にあつては疎明書</u></p> <p>(2) <u>営業施設付近150メートル以内の見取図</u></p> <p>(承認書)</p> <p><b>第5条</b> 知事は、<u>法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による承認を与えたときは、承認書を申請者に交付する。</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p><b>第6条</b> 営業者は、<u>省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第7号</u>による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 許可証(<u>記載事項に変更がある場合に限る</u>。)</p>	<p>(許可申請)</p> <p><b>第1条</b> 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。) 第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。<u>ただし、旅館業を営む者(以下「営業者」という。)</u>から当該旅館業を譲り受けた場合であつて、<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>第5条第1項に該当する営業施設に変更がないときは第1号に掲げる書類、<u>営業施設の構造設備に変更がないときは第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 営業施設が<u>省令</u> _____第5条第1項に該当する場合にあつては、その内容を具体的に記載した書類</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(許可証)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 <u>営業者</u> _____は、許可証を利用者の見やすい場所に掲示しておかなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(承継承認申請)</p> <p><b>第4条</b> 法第3条の2第1項の規定により営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第4号による申請書に、<u>省令第2条第2項</u>に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第5号による申請書に、<u>省令第3条第2項</u>に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(承認書)</p> <p><b>第5条</b> 知事は、<u>法第3条の2第1項又は第3条の3第1項</u> _____の規定による承認を与えたときは、承認書を申請者に交付する。</p> <p>(変更の届出)</p> <p><b>第6条</b> 営業者は、<u>省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号</u>による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 許可証(<u>営業施設の構造設備の変更の場合を除く。</u>)</p>

(2)・(3) 省略

(休業又は廃業の届出)

第7条 営業者は、省令第4条の規定により、営業の全部又は一部を停止したときは様式第8号により、営業の一部を廃止したときは廃止した施設の状態を示す図面を添えて様式第9号により、営業の全部を廃止したときは許可証を添えて様式第10号により届け出なければならない。

(宿泊者名簿)

第9条 法第6条の規定による宿泊者名簿には、省令第4条の2第3項(同項第2号を除く。)に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 到着月日時及び出発月日時

(2) 前夜宿泊地名

(3) 行先地名(下宿人を除く。)

(4) 年齢

(5) 室番号

様式第1号(第1条関係) 旅館業営業許可申請書

省略		ふりがな 氏名(法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名)		—
省略				
営業施設	ふりがな 名 称			
営業施設		省略		
営業の種類別		旅館・ホテル営業・簡易宿所営業・ 下宿営業		
省略				
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条 第2項各号該当の有無		有 ・ 無		
浴場の衛生 管理責任者	住 所	〒	-	
	電話番号			
省略				

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(2)・(3) 省略

(休業又は廃業の届出)

第7条 営業者は、省令第4条の規定により、営業の全部又は一部を停止したときは様式第7号により、営業の一部を廃止したときは廃止した施設の状態を示す図面を添えて様式第8号により、営業の全部を廃止したときは許可証を添えて様式第9号により届け出なければならない。

(宿泊者名簿)

第9条 法第6条の規定による宿泊者名簿の様式は、様式第10号及び第11号とする

\_\_\_\_\_。

様式第1号(第1条関係) 旅館業営業許可申請書

省略		ふりがな 氏名(法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名)		⑨
省略				
営業施設	名 称			
営業施設		省略		
営業の種類別				
省略				
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条 第2項各号該当の有無		有 ・ 無		
営業を譲り 受けたこと を証する旨	有 ・ 無	営業譲渡者の署名		
浴場の衛生 管理責任者	住 所	〒	-	
	省略			
省略				

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 営業譲渡者の署名欄の記入に代えて、営業を譲り受けた  
ことを証する書類を添付することができる。

5 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合であつ  
て、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当  
該欄の記入を省略することができる。

(1) 営業の種類欄

(2) 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項該当の有無  
欄

(3) 営業施設の構造設備の概要欄

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、旅館業を営む  
者から当該旅館業を譲り受けた場合であつて、(1)及び(2)の

(1)～(6) 省略

様式第4号(第4条関係) 合併(分割)による旅館業営業承継承認申請書

省略	代表者の氏名
省略	
愛媛県収入証紙貼付欄	

注 省略

様式第5号(第4条関係) 相続による旅館業営業承継承認申請書

省略	氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 省略

様式第6号(第6条関係) 旅館業営業(許可・承継承認)申請書記載事項変更届出書

省略	住所(法人にあつては、〒 - )	
	事務所所在地)	
届出者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
営業施設	名称	
	所在地	〒 -
変更事項	新	
	旧	
省略		

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 許可証(記載事項に変更がある場合に限る。)

(2)・(3) 省略

書類の内容に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。

(1)～(6) 省略

様式第4号(第4条関係) 合併(分割)による旅館業営業承継承認申請書

省略	代表者の氏名
省略	
愛媛県収入証紙ちよう付欄	

注 省略

様式第5号(第4条関係) 相続による旅館業営業承継承認申請書

省略	氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第6号(第6条関係) 旅館業営業(許可・承継承認)申請書記載事項変更届出書

省略	住所(法人にあつては、 )	
	事務所所在地)	
届出者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
変更事項	新	
	旧	
省略		

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 許可証(営業施設の構造設備の変更の場合を除く。)

(2)・(3) 省略

第10条 旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第10号及び様式第11号を削り、様式第9号を様式第10号とし、様式第4号から様式第8号までを1ずつ繰り下げ、様式第3号の次に次の1様式を加える

様式第4号(第4条関係) 譲渡による旅館業営業承継承認申請書

譲渡による旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所(法人にあつては、〒 ー  
主たる事務所の所在地)

譲受人 氏名(法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

電話番号

住所(法人にあつては、〒 ー  
主たる事務所の所在地)

譲渡人 氏名(法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

電話番号

譲 受 人	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒 ー
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 人	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒 ー
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 予 定 年 月 日		年 月 日
営 業 施 設	名 ぶ り が な 称	
	所 在 地	〒 ー 電話番号 電子メールアドレス
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無		有 ・ 無

愛 媛 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

- 注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、生年月日欄の記入は要しないこと。
- 3 不用の文字は、抹消すること。
- 4 営業施設の電話番号及び電子メールアドレスは、譲渡後の内容を記載すること。
- 5 添付書類
- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
  - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (3) 譲受人が旅館業法第3条第2項各号に該当する場合にあつてはその内容を具体的に記載した書類、該当しない場合にあつては疎明書
  - (4) 営業施設付近150メートル以内の見取図

(美容師法施行細則の一部改正)

第11条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(美容所の開設)</p> <p><b>第1条</b> 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、当該美容所において業を行う美容師に係る美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>様式第1号(第5条関係) 美容所開設届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同一の場所 で現に開設 し、又は開 設しよう とする理容所</td> <td style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 名 称</td> <td style="text-align: center;">開設(予 定)年月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>様式第2号(第5条関係) 美容所開設届出事項変更届</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、</p>	省略		開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	—	省略				省略				同一の場所 で現に開設 し、又は開 設しよう とする理容所	<small>ふりがな</small> 名 称	開設(予 定)年月 日	年 月 日	<p>(美容所の開設)</p> <p><b>第1条</b> 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、当該美容所において業を行う美容師に係る美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。<u>ただし、美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、美容所の構造及び設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>様式第1号(第5条関係) 美容所開設届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同一の場所 で現に開設 し、又は開 設しよう とする理容所</td> <td style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 名 称</td> <td style="text-align: center;">開設(予 定)年月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業を譲り 受けたこと を証する旨</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> <td style="text-align: center;">営業譲渡者の署 名</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>3 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。</p> <p>4 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。</p> <p>(1) 「管理美容師」の欄</p> <p>(2) 「美容所の構造及び設備の概要」の欄</p> <p>(3) 「美容師」の欄</p> <p>(4) 「美容師以外の従業者」の欄</p> <p>(5) 「同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする理容所」の欄</p> <p>5 次に掲げる書類を添付すること。<u>ただし、美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、(3)、(5)及び(6)の書類の内容に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>様式第2号(第5条関係) 美容所開設届出事項変更届</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、</p>	省略		開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	㊟	省略				省略				同一の場所 で現に開設 し、又は開 設しよう とする理容所	<small>ふりがな</small> 名 称	開設(予 定)年月 日	年 月 日	営業を譲り 受けたこと を証する旨	有・無	営業譲渡者の署 名	
省略		開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	—																																		
省略																																					
省略																																					
同一の場所 で現に開設 し、又は開 設しよう とする理容所	<small>ふりがな</small> 名 称	開設(予 定)年月 日	年 月 日																																		
省略		開設者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	㊟																																		
省略																																					
省略																																					
同一の場所 で現に開設 し、又は開 設しよう とする理容所	<small>ふりがな</small> 名 称	開設(予 定)年月 日	年 月 日																																		
営業を譲り 受けたこと を証する旨	有・無	営業譲渡者の署 名																																			

<p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>省略</p> <p><b>様式第6号(第5条関係) 美容所承継届</b> 様式第6号(その2) 相続による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">ふりがな 氏名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>注意事項</p> <p><u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> </td> </tr> </table> <p>様式第6号(その3) 合併又は分割による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">ふりがな 代表者の氏名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table>	省略	ふりがな 氏名 _____	省略		省略		<p>注意事項</p> <p><u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>		省略	ふりがな 代表者の氏名 _____	省略		<p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名) _____<sup>印</sup></p> <p>省略</p> <p><u>注 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p><b>様式第6号(第5条関係) 美容所承継届</b> 様式第6号(その1) 相続による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">ふりがな 氏名 _____<sup>印</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>注意事項</p> <p><u>1 記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> </td> </tr> </table> <p>様式第6号(その2) 合併又は分割による場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">代表者の氏名 _____<sup>印</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table>	省略	ふりがな 氏名 _____ <sup>印</sup>	省略		省略		<p>注意事項</p> <p><u>1 記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>		省略	代表者の氏名 _____ <sup>印</sup>	省略	
省略	ふりがな 氏名 _____																								
省略																									
省略																									
<p>注意事項</p> <p><u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>																									
省略	ふりがな 代表者の氏名 _____																								
省略																									
省略	ふりがな 氏名 _____ <sup>印</sup>																								
省略																									
省略																									
<p>注意事項</p> <p><u>1 記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p>																									
省略	代表者の氏名 _____ <sup>印</sup>																								
省略																									

**第12条** 美容師法施行細則の一部を次のように改正する。  
第6号様式(その2)の前に次の1様式を加える

様式第6号(その1) 譲渡による場合

譲渡による美容所承継届

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、〒 —  
主たる事務所の所在地）

届出者  
氏名（法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

電話番号

譲 渡 人	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	〒 —
	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	

譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

美 容 所	ふ り が な 名 称	
	所 在 地	〒 —  電話番号 電子メールアドレス

注意事項

- 1 法人にあつては、生年月日欄の記入を要しません。
- 2 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。
- 3 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書を添付してください。
- 4 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添付してください。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則施行の際現に提出され、又は交付している第1条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則様式第1号の規定、第3条の規定による改正前の興行場法施行細則様式第1号及び様式第2号の規定並びに第9条の規定による改正前の旅館業法施行細則様式第1号の規定による書類は、第1条の規定による改正後の公衆浴場法施行細則様式第1号の規定、第3条の規定による改正後の興行場法施行細則様式第1号及び様式第2号の規定並びに第9条の規定による改正後の旅館業法施行細則様式第1号の規定による書類とみなす。

( 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正 )

3 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 省略	(2) <u>公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第10号</u>
(3) 省略	(3) 省略
(4) 省略	(4) <u>興行場法施行細則(昭和25年愛媛県規則第27号)様式第1号、様式第5号及び様式第6号</u>
(5) 省略	(5) 省略
(6) 省略	(6) 省略
(7) 省略	(7) 省略
(8) 省略	(8) 省略
(9) 省略	(9) 省略
(10) 省略	(10) 省略
(11) 省略	(11) 省略
(12) 省略	(12) 省略
(13) 省略	(13) 省略
(14) 省略	(14) 省略
(15) 省略	(15) 省略
(16) 省略	(16) 省略
(17) 省略	(17) 省略
(18) 省略	(18) 省略
(19) 省略	(19) 省略
(20) 省略	(20) 省略
(21) 省略	(21) 省略
(22) 省略	(22) 省略
(23) 省略	(23) 省略
(24) 省略	(24) 省略
(25) 省略	(25) 省略
(26) 省略	(26) <u>理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)様式第1号、様式第2号及び様式第6号</u>
(27) 省略	(27) 省略
(28) 省略	(28) <u>旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)様式第1号、様式第4号及び様式第5号</u>
(29) 省略	(29) <u>美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)様式第1号、様式第2号及び様式第6号</u>
(30) 省略	(30) 省略
(31) 省略	(31) 省略

- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略
- 31 省略
- 32 省略
- 33 省略
- 34 省略
- 35 省略
- 36 省略
- 37 省略
- 38 省略
- 39 省略
- 40 省略
- 41 省略
- 42 省略
- 43 省略
- 44 省略
- 45 省略
- 46 省略
- 47 省略
- 48 省略
- 49 省略
- 50 省略
- 51 省略
- 52 省略
- 53 省略
- 54 省略
- 55 省略
- 56 省略
- 57 省略
- 58 省略
- 59 省略
- 60 省略
- 61 省略
- 62 省略

- 32 省略
- 33 省略
- 34 省略
- 35 省略
- 36 省略
- 37 省略
- 38 省略
- 39 省略
- 40 省略
- 41 省略
- 42 省略
- 43 省略
- 44 省略
- 45 省略
- 46 省略
- 47 省略
- 48 省略
- 49 省略
- 50 省略
- 51 省略
- 52 省略
- 53 省略
- 54 省略
- 55 省略
- 56 省略
- 57 省略
- 58 省略
- 59 省略
- 60 省略
- 61 省略
- 62 省略
- 63 省略
- 64 省略
- 65 省略
- 66 省略
- 67 省略

告 示

○愛媛県告示第1245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山崎歯科クリニック	大洲市長浜甲65	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
入 田 英 一	入 田 鍼 灸 院	鬼北町大字上大野521	令和5年 8月15日

○愛媛県告示第1247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山田歯科医院	四国中央市金生町下分91番地7	令和5年6月7日
コスモス薬局 東温店	東温市野田二丁目104-1	令和5年8月31日
こにし心療クリニック	伊予市灘町306	令和5年8月31日
二宮歯科クリニック	大洲市長浜甲65	令和5年9月21日

○愛媛県告示第1248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
グリーン薬局	八幡浜市五反田1番耕地1055	令和5年3月31日

○愛媛県告示第1249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社GET	大阪府岸和田市春木若松町1番28号	訪問看護ステーション まじゅん愛媛	西条市三津屋東32番9	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1250号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	王神地区（松山市）	令和5年11月21日

日から起算して15日以内に、中国四国農政局道前平野農地整備事業所を経由して農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画の取消しの訴えは、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となる。）提起することができる。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年12月13日から令和6年1月16日まで
- 縦覧場所  
西条市役所西部支所

○愛媛県告示第1251号

国営緊急農地再編整備事業道前平野地区久妙寺換地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌

○愛媛県告示第1252号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種	穂	名称	所在地
406	株式会社堀川林業	宇和島市津島町山財850番地			株式会社堀川林業	宇和島市津島町山財850番地

○愛媛県告示第1253号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合する

と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
宇和島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宇和島漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称  
四国中央都市計画道路  
3・2・1 塩谷川東線
- 都市計画を定める土地の区域  
四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町の各一部

○愛媛県告示第1254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を

○愛媛県告示第1255号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
財務会計システム運用・保守管理業務	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年10月23日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 代表取締役 三木 隆弘 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6	221,734,700円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第1256号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
中 田 貴 大	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1257号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	外 科	一般財団法人積善会 十全総合病院	松 本 興 治	新居浜市北新町1番5号	令和5年11月13日

訓 令

○愛媛県訓令第22号

庁 中 一 般  
保 健 所

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表（第4条、第8条関係）

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1～3 省略				
	4 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関する事務	1 興行場の営業に關すること。			
		(1)～(6) 省略			
		(7) 変更の届出の受理（細則第8条第1項）			
		(8) 営業の停止又は廃止の届出の受理（細則第8条第2項）			
		(9) 許可証の返納の受理（細則第9条第1項）			
	(10) 再開の届出の受理（細則第9条第2項）				
	5 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	1 旅館業の営業に關すること。			
		(1) 省略			
		(2) 学校等の意見聴取（第3条第4項、第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第3項）			
		(3) 営業者の地位の承継の承認（第3条第5項、第3条の2、第3条の3、第3条の4第1項、第3項、細則第5条）			
		(4)～(10) 省略			
(11) 水質基準に適合しない届出の受理（旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号。以下この部において「条例」という。）第4条の表第3の項第18号）					
(12)～(15) 省略					
6 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務	1 公衆浴場の営業に關すること。				
	(1)～(7) 省略				
	(8) 水質基準に適合しない旨の届出の受理（条例第5条第1項第22号）				
(9)～(12) 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1～3 省略				
	4 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関する事務	1 興行場の営業に關すること。			
		(1)～(6) 省略			
		(7) 変更の届出の受理（細則第7条第1項）			
		(8) 営業の停止又は廃止の届出の受理（細則第7条第2項）			
		(9) 許可証の返納の受理（細則第8条第1項）			
	(10) 再開の届出の受理（細則第8条第2項）				
	5 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	1 旅館業の営業に關すること。			
		(1) 省略			
		(2) 学校等の意見聴取（第3条第4項、第3条の2第2項、第3条の3第3項）			
		(3) 営業者の地位の承継の承認（第3条第5項、第3条の2、第3条の3第1項、第3項、細則第5条）			
		(4)～(10) 省略			
(11) 水質基準に適合しない届出の受理（旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号。以下この部において「条例」という。）第4条の表第3の項第14号）					
(12)～(15) 省略					
6 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務	1 公衆浴場の営業に關すること。				
	(1)～(7) 省略				
	(8) 水質基準に適合しない旨の届出の受理（条例第5条第1項第18号）				
(9)～(12) 省略					

7~17 省略					7~17 省略				
備考 省略					備考 省略				

附 則

この訓令は、令和5年12月13日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年12月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
参政党愛媛県支部連合会	佐 藤 駿	主たる事務所の所在地	四国中央市土居町蕪崎830 - 1	松山市石風呂町50 - 1	令和5年9月24日
		代 表 者	佐 藤 駿	八 木 邦 靖	
		会 計 責 任 者	渡 邊 宗 平	高 須 賀 郁	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
岡本やすし後援会	岡 本 靖	会 計 責 任 者	西 野 裕 一	岡 本 忠	令和5年11月1日
風の会	大 政 博 文	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町大字北川原728 - 3	伊予郡松前町大字北川原1497	令和5年11月1日
		会 計 責 任 者	西 野 裕 一	岡 本 忠	
政治結社国命会	渡 部 善 朗	主たる事務所の所在地	松山市保免上一丁目17 - 7	松山市石手白石甲73 - 5	令和5年11月13日

備考

さとうしゅん後援会は、主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年12月12日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県今治市第二支部	本 宮 勇	令和5年10月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
本 宮 勇 後 援 会	本 宮 アヤミ	令和5年10月31日

森 な つ え 後 援 会	森 夏 枝	令和5年10月31日
---------------	-------	------------